

「池神の力士舞」再考

井上 さやか

一 はじめに

以前『万葉集』における「伎楽」について考えたことがあり、その際に次の歌を取り上げた。

詠白鷺啄木飛歌

池神 力士儼可母 白鷺乃 杵啄持而 飛渡良武

白鷺の木を啄ひて飛ぶを詠める歌

池神の力士舞かも白鷺の杵啄ひ持ちて飛びわたるらむ

(16三八三二)

当該歌は従来、契沖や賀茂真淵をも悩ませた難解歌であったが、昭和二年（一九二七）の『続群書類従』（第十九輯上、管弦部）などにおいて狛近真の楽書『教訓抄』（二二三三年）が翻刻・紹介され、そこに記された「伎楽」十曲のうちの「力士」という曲名との関連が指摘されるに至って、「伎楽」に関連する内容を詠んだ歌として

理解されるようになった。

ただ、冒頭の「池神」という語句については、そのまま地名とする説や「池上」と解して地名と捉える説、文字通り「池の神」とする説や、「池神寺」という寺名と考える説など、未だに定説がない。旧稿でも、一応「池神」を地名と結論したものの、場所を特定するにはいたらなかった。

しかしその後、万葉文化館内で研究会が実施された第七回万葉文化館委託共同研究「伎楽面・舞楽面・能面・狂言面の比較研究」（研究代表者・見市泰男氏）の研究会を傍聴させていただく中で、有力な関連情報を得ることができた。そこで、あらためて小論をしたためここに報告する次第である。関係者各位には、記して謝意を表したい。

なお、当該共同研究は平成二十四年度・二十五年度の約一年半に亘り実施された。その成果の一部が本誌に公表されている。併読を乞う。

二 「池神」をめぐる諸問題

旧稿と重なる部分も多いが、便宜上まずは『万葉集』巻十六の三八三二番歌の問題点について触れておきたい。

1 地名説

最初に問題を指摘したのは、万治四年（一六六一）の奥書を持つ『萬葉見安』²であった。

一 池神力士儺可母 イケカミハ所ノ名也。力士ハ寺ノ門ニタ

テルニ王也。

一 白鷺乃杵啄持而 シラウキノホコクヒモチテ 木ノ枝ヲクハヘタルヲホコトヨメル也。

「池神」を地名と解し、「力士」を寺の門を守る仁王像と見ること、そして白鷺が「木の枝」をくわえている様子をホコクヒモチテとたとえて表現したと指摘している。当時すでに伎楽は廃れ、「力士舞」が伎楽の曲目を指すであろうことはまだ知られていなかった。

そうした見解は、そのまま北村季吟『万葉拾穂抄』（一六八六年）にも踏襲された。

さらに、賀茂真淵（狛諸成補訂）『万葉考』（一七六八年）においては、「池神」を「借字にて池上也、大和国に在」と具体的な場所に比定した。橘千蔭『万葉集略解』（一七九六年）においても、「大和十市郡池上郷あり、神は借字にて、此池上か、そこにてかゝる舞をせし事有か」と指摘されている。

しかし、井上通泰『万葉集新考』（一九一五年）以降、諸注釈書は、地名の「池上」は池のほとりの意味であり、「いけのへ」などと訓むべきであることを指摘し、反論している。

また、松岡静雄『日本古語大辞典』（一九二九年）は、早くに「池神」を地名とみて「池坐朝霧黄幡比売神社」と断じたが、その論拠は述べていない。

2 神名説

一方、「池神」を文字通り「池の神」と解釈する説としては、契沖『萬葉代匠記』（精選本、一六九〇年）がある。「池神ハ、池ヲ領スル神ナリ」とした上で、

初ノ二句ニ、二ツノ意侍ルベシ。一ツニハ、池神ノタメニ、鷺ノ杵啄持テ力士舞ヲナスナリ。二ツニハ、池神ノ鷺ト化シテ、力士舞ヲシテミヅカラ心ヲ慰サムルナリ。

と記している。

土屋文明『万葉集私注』（一九四九年）も、「池上」とする場合の訓読の問題点に言及した上で、「池を支配する神と見るべきだ」と指摘している。

3 両説併記など

鹿持雅澄『万葉集古義』（一八三九年）では、契沖と賀茂真淵との両先学の説を併記し、どちらとも決めかねている様子である。

鴻巣盛廣『萬葉集全釈』（一九三〇年）では、地名としつつ、一説として「生駒郡富郷村岡本なる法起寺」という見解もあわせて紹

介しているが、明確な論拠をあげていない。森本治吉『萬葉集大辞典 第一卷(ア行)』(一九四三年)は、松岡静雄の「池坐朝霧黄幡比売神社」説を紹介しつつも、「力士舞」は寺院関係の舞であるとして、隣接の法貴寺と結論している。ただし、論拠には『日本霊異記』にみえる「岡本尼寺」とも称された平群郡斑鳩村の法起寺の記事をあげており、両者を混同していたようである。あるいは鴻巣説も同様であったかと思われる。

現代においても、最新の注釈書である多田一臣氏『万葉集全解 6』(二〇一〇年)や、阿蘇瑞枝氏『萬葉集全歌講義 第8巻』(二〇一二年)は、当該部分を地名であるとしても所在未詳として、「池の神」説や「寺の名」説などを併記している。

以上のように、「池神」の解釈については、未だに定説がない状況である。

ここで歌の表現に立ちかえってみると、「池神の力士舞かも」とあることが注意される。原因推量の「らむ」があるとおろし、後半部の「白鷺の杵啄ひ持ちて飛びわたる」様子から、「池神の力士舞」が連想されたと理解される。このことから、「池神」が「力士舞」と密接な関係にあると認識された上での表現であったことは、疑いようがない。しかも、白鷺が枝か何かをくわえ持つ様子に通じる舞が「力士舞」であり、それが伎楽の曲目を指すという理解も、『教

訓抄』を知る現在ではもはや動きようがないだろう。

すなわち、「池神」の地で上演される「力士舞」であろうか、という文脈であると理解できる。

そこで、「池神」が伎楽曲「力士」に関わる地名であった可能性を検討したい。ただし、すでに指摘があるとおろし訓読上の問題が生ずる「池上」との混同は避けるべきであるだろう。また、一説に寺名かともあったが、現時点で管見では「池神寺」の存在を確認できない。そこで、残る可能性について、以下検討したい。

三 「池神戸」

旧稿でも触れたが、『正倉院文書』(第十巻)によると、天平二年(七三〇)の「大倭国大税并神税収納帳」に、「池神戸」とある。このことに、あらためて注目しておきたい。

池神戸 稲壹拾陸束 租陸拾壹束 合柒拾柒束 用伍拾肆束
〔祭神四束 神嘗酒料五十束〕 残貳拾參束

この「池神戸」は、「城下郡」の条にあり、続いて「鏡作神戸」の項目があることから、鏡作神社の周辺にあった神戸であることがうかがえる。

鏡作神社は、『延喜式』神名帳に「鏡作坐天照御魂神社」とある神社とみられ、奈良県磯城郡田原本町八尾ドウズの鏡作神社に比定されている³。当地は『和名抄』に「城下郡鏡作」とある場所であり、同郡内に「池神戸」もあつたことになる。このことから、少なくとも天平二年当時、城下郡に「池」という地名があつたことがうかがい知れる。

また、同じく『延喜式』によれば、城下郡には「池坐朝霧黄幡比売神社」もみえる。官幣に預かる大社であつたようである。神社名に「―坐」とある場合、特定の地名を冠してその地を鎮護する神社であることから⁴、「池」という地名が城下郡内に存在し、そこに鎮座する神社が「池坐朝霧黄幡比売神社」であつたと理解される。

そうであれば、正税帳に記された「池神戸」とは、この「池坐朝霧黄幡比売神社」であつた可能性が極めて高い。

「池坐朝霧黄幡比売神社」は、磯城郡田原本町法貴寺にある社に比定されており、同社の創建は不詳だが、大同元年（八〇六）の牒により神封を寄せられていることから、それ以前の創建とみられている。天慶九年（九四六）九月一九日に北野天満宮より祭神を勧請して、法貴寺天満宮とも称せられたという⁵。

現在は大和川の西岸に位置するが、昭和五七年刊行の『式内社調査報告』（第三巻 京・畿内3）掲載の地図においては、蛇行した大和川の東岸に位置している。これは同年に起こった水害の後、境

内地はそのままに、川筋を直線に変更する工事が行われたため、旧地名が磯城郡川東村法貴寺であつたのも、そうした立地によつたと思われる。かつての川筋は、現在は細長い公園として整備され、その名残を伝えている。

「法貴寺」の地名は、もともと同名の巨利が当地にあつたことによるもので、神仏習合の時代には「池坐朝霧黄幡比売神社」はその鎮守神とされた。現在は、同神社の境内の北側に、「千万院」と称される小堂だけが残る。法貴寺の本坊であつた実相院の縁起には、「暦録曰」として、聖徳太子が推古天皇二四年（六一六）に草創して秦河勝に賜つたと伝える。百済国から将来した薬師如来三尊像を本尊として仏法の原始の寺とし、その意味で「法起寺」また「法貴寺」と号したといい、中世には春日若宮社の祭祀にあずかる長谷川党の氏寺となり、興福寺大乘院の末寺として栄えたという。

ただ、実相院の縁起は寛文一二年（一六七二）の史料であり、それより遡る時代の史料に同様の記述が確認できるわけではなく、事実は不明であると言わざるを得ない。

「池坐朝霧黄幡比売神社」については、『延喜式』の河内金剛寺本には「池坐朝霧横幡比売神社」とあり、「黄」ではなく「横」が本来の名ではなかつたかとも指摘されている⁶。いずれの場合も、機織りを職能とした集団との関わりが示唆され、秦氏とのゆかりが深いとみられる。隣接する法貴寺が秦河勝の創建と伝わるのも、当地

が秦氏の居住地であったことと関係が深いと考えられている。

以上のことから、「池」という地名が天平時代から大和国内に存在したこと、それは現在の磯城郡内とみられること、そして天平二年の正税帳にみえる「池神戸」が磯城郡田原本町法貴寺の「池坐朝霧黄幡比売神社」と考えられること、を確認しておきたい。

したがって、万葉歌に詠まれた「池神」とは、早くに松岡静雄が指摘していたように、「池坐朝霧黄幡比売神社」を指していた可能性が高いと考える。

四 伎楽と秦氏

次に、「池坐朝霧黄幡比売神社」において伎楽「力士舞」が演じられた可能性について探ってみたい。それにはまず、伎楽について確認しておく必要があるだろう。これも旧稿と重なるが、要点を再掲しておく。

伎楽は、『日本書紀』に拠れば、推古天皇二十年（六一二）に百濟人・味摩之が伝えたとされる。

又百濟人味摩之帰化曰、学于呉、得伎楽舞。則安置桜井、而集少年、令習伎楽舞。於是、真野首弟子・新漢濟文、二人習之伝其舞。此今大市首・辟田首等祖也。

（『日本書紀』推古天皇二十年）

百濟人である味摩之が来朝し、「呉に学んで伎楽の舞を習得した」と言ったので、桜井に住まわせ、少年を集めてその舞を習わせた、とある。ここでいう「桜井」とは、現在の奈良県高市郡明日香村豊浦周辺を指す⁷⁾。

一方、『新撰姓氏録』（八一五年）には、左京諸蕃下の和薬使主の項に、祖は呉国主の孫・智聡であり、欽明天皇の時代に、仏教や儒教の経典・医薬書・仏像などともに「伎楽調度」を一揃い将来したとある。さらに、その調度は、平安時代当時には「大寺」に在ったという⁸⁾。ただし、『日本書紀』を見ても、欽明天皇二十三年八月条にみえる高句麗との交戦記録には、「伎楽調度」についての言及はない。伎楽の楽器や衣装道具類が初めてもたらされたのが欽明天皇の時代であり、味摩之が歌舞を伝えたのが推古天皇の時代、と考えれば一応の整合性はある。

伎楽は、独特の面を用いる滑稽味のある無言劇であったと考えられており、天平勝宝四年（七五二）の東大寺の大仏開眼会でも披露された記録が残る。正倉院宝物として七七面が現存することも周知のとおりである。かつてはそれほど中核的な演劇であったといえるが、現代ではすでに廃絶し、近年には復曲も試みられているが、わずかな記録やその他の古典芸能に残されている形跡をたどると、

いう困難な作業を余儀なくされている。

1 『教訓抄』

その詳細について書き記した現存する最古の書は、南都楽所の楽人であった狛近真による『教訓抄』である。その本文から、次に伝記と「力士」に関する部分のみを掲出する¹⁰。

一、妓楽

四月八日仏生会ト曰。七月十五日妓楽会ト曰フ。此笛

大坂府生則方之流也。一方狛行光、一方尾張則元。舞者東大寺職

掌紀氏伝之。興福寺ニハ、大神氏并坂田氏、寺役等舞也。

此舞者、聖徳太子之御時、從百済国被渡舞師未摩子云、所伝置妓楽曲也。而古老云、楊梅神ノ御相伝ト云。可尋之。

(中略)

次、力士。手タ、キテ出、金剛開門。

壹越調音、火急吹之。可吹三返。謂之マラフリ舞。彼五女ケ

サウスル所、外道崑崙ノカウ伏スルマネ也。マラカタニ繩ヲ

付テ引テ、件ラウ打ヲリ、ヤウく〔二〕スル鉢ニ舞也。

或人云、尺迦仏ノ御閉也。ヨバイニマハスルトハ是也ト云。

(中略)

太子伝曰、推古天皇廿年春正月一日カ、百済味摩未摩子云、之化来自曰、
学呉国得伎楽舞。則安置桜井村。而集少年令習伝。今諸寺ノ伎

楽舞是也。

(中略)

古記曰、聖徳太子我朝生来シ給テ後、自百済国渡舞師味摩子、妓楽ヲ写シ留テ、大和国橘寺一具、山城国大秦寺一具、摂津国天王寺一具、所寄置也。

(後略)

山田孝雄は大正九年（一九二〇）「萬葉集訓義考」において、契沖の説を引用した上で、『笛譜』（九六六年跋）と『教訓抄』における「伎楽」の曲名を挙げてその関連を指摘した¹¹。『万葉集』巻一六・三八三一番歌において、「白鷺」が「杵」をくわえて飛ぶさまを「力士舞かも」と詠んでいることからみて、当該歌が詠まれた時点では、伎楽の「力士」は、「杵」を連想する棒状の道具を用いた所作を伴う曲として認識されていたと推定される。『教訓抄』の「力士」の項に、「マラフリ舞」とあるのを彷彿させると諸説が指摘するところでもある。

『教訓抄』は後世の記録ではあるが、『日本書紀』にみえる伎楽の伝来を伝えた上で、古記に曰くとして橘寺・大秦寺・天王寺に一式を伝えるとある。天王寺には現在も天王寺楽所が存続しており、十分信頼に値する。一方橘寺は、今は楽所を置いていないものの聖徳太子ゆかりの地であり、『日本書紀』には、北側に隣接する川原寺

から九州大宰府へ伎楽団が派遣されたという記事がみえることから、かつては伎楽団が置かれた可能性もある。

残る大秦寺は、秦氏ゆかりの寺である。『日本書紀』には、推古天皇十一年（六〇三）に秦河勝が聖徳太子から仏像を受領して蜂岡寺を建立したこと、また推古天皇三十一年（六二三）には新羅国が献上した仏像を葛野の秦寺に安置したことが記されており、同寺に現存する国宝の仏像との関連が指摘されている。

前述した大和の「法貴寺」についても、秦河勝の創建と伝え、秦氏ゆかりの地に建っていることは極めて興味深い。たとえば『聖徳太子伝暦』（九一七年）において、「伎楽」の伝来伝承が変貌し、聖徳太子伝説の形成の中で新たな意味が付与されていくことが指摘されている¹²。後世に伝説化するには、そこに附会に足る何らかの関連性が見いだし得たからであったと考えられる。

2 『風姿花伝』

秦河勝の伝承という点で見逃せない書物に、世阿弥の『風姿花伝』（一四〇〇年～一四〇二年成立）がある。『教訓抄』からさらに時代は降るが、次のように記されていることが注目される¹³。

それ、申樂延年の事わざ、その源を尋ぬるに、（中略）推古天皇の御宇に、聖徳太子、秦の河勝に仰せて、かつは天下安全のため、かつは諸人快樂のため、六十六番の遊宴をなして、申樂

と号せしよりこのかた、代々の人、風月の景を借つて、この遊びの中だちとせり。その後、かの河勝の遠孫、この芸を相続きて、春日・日吉の神職たり。よつて、和州・江州の輩、両社の神事に従う事、今に盛んなり。（『風姿花伝』序）

ここに表明されているように、自分たち春日大社と天津の日吉神社の祭礼に参勤する大和猿樂・近江猿樂の役者は、神事に携わる神職であると自負していたようである。

聖徳太子と秦河勝は、ともに推古朝の人物であり、河勝が太子に仕えたことで知られている。しかし、秦河勝が伎楽またはその他の芸能に直接関与したという史実はなく、古代の秦氏と伎楽の関連も指摘はできない。それにもかかわらず、『風姿花伝』にみえるように、ある時から秦氏との結びつきが盛んに取り沙汰されるようになる。世阿弥の娘婿となった金春禅竹の『明宿集』（室町中期）にも、そうした伝承が受け継がれていることが知られている。

秦河勝と芸能が結びつけられたのは、文献上では『風姿花伝』が最古であるが、その「第四神儀云」には、次のように書かれている。

一、日本国に於いては、欽明天皇の御宇に、大和の国泊瀬の河に洪水の折節、河上より、一つの壺流れ下る。三輪の杉の鳥居のほとりにて、雲客この壺を取る。中のみどり子あり。かたち柔和にして、玉のごとし、これ、降り人なるが故に、内裏に

奏聞す。その夜、御門の御夢にみどり子の云はく、「我はこれ、大國秦の始皇の再誕なり。日域に機縁ありて今現在す」と言ふ。御門、奇特に思し召し、殿上に召さる。成人に従ひて、才智人に越え、年十五にて大臣の位に上り、秦の姓を下さる。「秦」といふ文字、「はだ」なるが故に、秦の河勝、これなり。

上宮太子、天下少し障りありし時、神代・仏在所の吉例にまかせて、六十六番の物まねをか河勝に仰せて、同じく六十六番の面を御作にて、すなはち河勝に与へ給ふ。橘の内裏紫宸殿にてこれを勤ず。天下治まり、国静かなり。上宮太子、末代のため、神樂なりしを、「神」といふ文字の偏を除けて、旁を残し給ふ。これ、日曆の「申」なるが故に「申樂」と名づく。すなはち、楽しみを申すによりてなり。または、神樂を分くれればなり。

(中略)

一、平の都にしては、村上天皇の御宇に、昔の上宮太子の御筆の申樂延年の記を觀覽なるに、まづ、神代・仏在所の始まり、月氏・辰旦・日域に伝はる狂言綺語を以て、讚仏転法輪の因縁を守り、魔縁を退け、福祐を招く。申樂舞を奏すれば、国穩やかに、民靜かに、寿命長遠なりと、太子の御筆あらたなるによつて、村上天皇、申樂を以て天下の御祈禱たるべきとて、その頃、かの河勝この申樂の芸を伝ふる子孫、秦氏安なり。六十六

番申樂を紫宸殿にて仕る。(略)

秦氏安より、光太郎・金春まで、廿九代の遠孫なり。これ大和の国円満井の座なり。同じく氏安より相伝へたる聖徳太子の御作の鬼面、春日の御神影、仏舍利、これ三つ、この家に伝はる所なり。

一、当代において、南都興福寺の維摩会に、講堂にて法味を行ひ給ふ折節、食堂にて舞延年あり。外道を和らげ、魔縁を静む。その間に、食堂前にて、かの御経を講じ給ふ。すなはち、祇園精舎の吉例なり。

しかれば、大和の国春日興福寺の神事行ひとは、二月二日、同じく五日、宮寺において、四座の申樂、一年中の御神事始めなり。天下太平の御祈禱なり。

一、大和の国春日の御神事に相隨ふ申樂四座。

外山 結崎 坂戸 円満井

(後略)

「申樂」の起源として記された伝承は、『日本書紀』や『教訓抄』における「伎樂」の伝承伝承と重なる部分が多い。世阿弥以前にそうした伝承が形成されていたのか、世阿弥による意図的な記述であったのかはわからないが、先述したとおり、河勝が六十六番の「物

まね」をした史実はない。

霊夢によって欽明天皇に重用されるというエピソード自体も、『日本書紀』欽明天皇条の即位前記の霊夢譚を援用しており、本来は「秦大津父」を見出し重用する理由を記した由来譚である。同じ秦姓を名乗ってはいるが、河勝との直接の関わりは指摘できない。

また、師事した金春光太郎を秦河勝の子孫であるとし、世阿弥自身も河勝の子孫を名乗る。その真偽は定かでないが、そう表明することで何らかの恩恵を被ると判断され書き記されたと考えられる。

世阿弥が金春光太郎に師事したこと、田原本町の補巖寺で仏道修行したということも、「申樂の起源」を当地と強く結びつけて語ることとなった理由とみられる。

傍線部のように、仏教の教えを広めるに際して芸能が活用されたこととともに、神事にも奉仕したことが記されており、それが神仏習合の時代における芸能者の位置付けとなったと理解される。「春日の御神影」「春日興福寺」とあるとおり、大和申樂四座が春日大社と興福寺に参勤したことが明記されている。

また、村上天皇の時代のこととして「秦氏安」の名がみえることも注意される。これを手がかりにすると、『本朝文粹』（一〇六〇年頃成立）に載る、「散樂得業生」で下級武官であった「秦宿禰氏安」なる人物が散樂の伝統について述べた対策文に辿り着く。『風姿花伝』によれば、この「秦氏安」が「秦河勝」の子孫であり、金春光

太郎や世阿弥らの先祖であることになる。

しかし、これは村上天皇による「弁散樂」への答えであり、実作者は「蔵人文章得業生藤原雅材」であって、「秦氏安」とは実は架空の人物である¹⁴。対策とは、大学寮における最高過程の試験問題と答案文であり、受験資格は文章得業生らが有するもので、「散樂得業生」ではないことから、それはうかがえる。

それでも、ここで架空の人物とはいえ「秦」の名が登場したことには意味がある。この頃には、秦氏と「散樂」との結びつきがそれらしく思える背景があり、また、これを契機として、後世に「能樂」と秦氏との関連が語られていくことになったといえる。

秦氏は、渡来系の集団が名乗った姓であるといい、あまりに多岐に亘るため実態の解明は困難であるとされる。そうした秦氏と伎楽との間には、渡来系の文化を担う集団という点で親和性があったとみるべきかと思われる。その上で、『日本書紀』にあるように、推古天皇と聖徳太子の時代に伎楽が伝来したと伝えられることと結びつけば、『風姿花伝』に書かれたような伝承ができあがる。『日本書紀』によれば、最初に伎楽を教習したのは、秦氏ではないものの、真野首弟子と新漢濟文という渡来系氏族の少年たちでもあった。また、『教訓抄』にあったように、中世には太秦寺に伎楽団が置かれていたようである。寺社に楽所が置かれていたというだけでなく、上述のような伝承を反映してのことであった可能性もあり、総

合的な渡来文化の担い手としての秦氏のイメージに合致したのではなかったかとも考えられる。

興味深いのは、『風姿花伝』の中でも「第四神儀云」が異質な内容で、文体も異なるという指摘があることである¹⁵。識者の編著に基づく付録的存在だったものが、奥義篇の成立時に第四に位置付けられたのではないかと考えられている¹⁶。

3 『風姿花伝』と『古事記』

そうした観点からみると、『日本書紀』や『古事記』を踏まえた」とみられる「神話」が記されていることも注目される。

一、申樂、神代の始まりといつば、天照太神、天の岩戸に籠り給ひし時、天下常闇になりしに、八百万の神達、天香具山に集り、大神の御心をとらんとて、神樂を奏し、細男を始め給ふ。中にも、天の鈿女の尊、進み出で給ひて、榊の枝に幣を付けて、声を上げ、火処焼き、踏み轟かし、神憑りすと、歌ひ舞ひ奏で給ふ。その御声ひそかに聞えければ、大神、岩戸を少し開き給ふ。国土また明白たり。神達の御面白かりけり。その時の御遊び、申樂の始めと、云々。くはしくは口伝にあるべし。

（『風姿花伝』第四神儀云）

周知のとおり、記紀において八百万の神が集うのは「天香具山」

ではなく「天安河原」であり、「神樂」も「細男」も登場しない。また、「神憑り」は記紀ともに描かれるが、「榊」はアメノウズメの舞には関係せずアメノコヤネとフトタマが勾玉や鏡を取り付ける木である。同様に、「火処焼き」は『日本書紀』、「踏み轟かす」は『古事記』に基づく記述とみられる。ちなみに、「面白」の附会説話は『古語拾遺』に基づいている。

さらに、「その御声ひそかに聞えければ」とあるのは、この文脈ではアメノウズメの声として書かれているとみられるが、『日本書紀』のアメノウズメは声を発しない。『古事記』においてのみ、アメノウズメと天照大神の会話が描写される。加えて、天照大神の発話行為として原文に「内告」とある箇所を、現行の『古事記』テキスト類では「ウチヨリノラシク」などと訓読するが、兼永筆本などの古写本では「ヒソカニツケタマヘハ」と訓読している。

総じて、『日本書紀』『古事記』『古語拾遺』を融合させたような、中世独特の知識体系の中で育まれた「神話」を母体としていると考えられ、「第四神儀云」の筆者は、何らかの形でそうした知識を知り得る環境にいたとみられる。

『古事記』にしても、『万葉集』（七五九年以降成立）や『新撰亀相記』（八三〇年）などに一部引用されつつも忘れ去られ、近世になって本居宣長が「再発見」したとされてきたが、中世にも『日本書紀』を読むための資料として用いられたことがかねて指摘されて

おり、近年ではさらに、中世に独特な「中世神話」の一翼を担う書として享受されていたとも指摘されている¹⁷。

最古の写本が「真福寺」にあることを考えてみても、神仏習合の時代における僧侶や神道家、貴族知識人たちによる知識・教養としての『古事記』享受のありようをうかがわせてくれる。そうした中世の学問大系を踏まえてこそ、本居宣長が手にした『古事記』寛永版本が刊行され、宣長による『古事記伝』が成立したといえるだろう。斎藤英喜氏は、宣長が「再発見」したというより、『古事記伝』は「中世神話」同様に、近世的な学問大系のなかでの『近世神話』の創造であったと指摘する¹⁸。いわば中世・近世それぞれの時代に読み替えられ作り替えられてきた「神話」の中に『古事記』が息づいていたとみてよい。

たとえば、本稿で取り上げた「池坐朝霧黄幡比売神社」とも世阿弥とも縁深い春日大社にも、そうした状況の中で書き記されたとみられる蔵書類が現存する。同社は多くの神代卷学者を輩出していることで知られ、彼らの研究対象は『日本書紀』と、当時はそれに並ぶ重要書であった『先代旧事本紀』が中心であったろうが、それらに次いで『古事記』も学ばれていた形跡がある。なかでも、中臣延春による慶長八年（一六〇三）の『古事記』（中巻のみ）写本や、元禄一三年（一七〇〇）に春日若宮神主であった中臣祐字によって行われた古事記講談を中臣祐用が書きとどめた『古事記聞書』など、

本居宣長以前の『古事記』研究の足跡を伝える史料の存在は特筆に値する¹⁹。

世阿弥と春日大社との深い関係を背景に置いて考えれば、世阿弥あるいはその周辺の人物が、識者に接する機会があった可能性は十分に考えられ、そこで得た情報に基づいた「申楽の歴史」が『風姿花伝』として結実したとしても不思議ではないといえよう。

なお、田原本町内には他にも、「舞庄」や「秦楽寺」という地名が残り、芸能との関係は極めて深い。『風姿花伝』には、西暦一四〇〇年頃の大和における伝承や芸能者が置かれた状況などが交錯しながら、「世阿弥にとつての申楽の歴史」が語られていたとみられ、古代文化が中世において意味を変転させながら享受されていた様子の一端をうかがうことができる。

少なくとも中世においては、伎楽あるいは芸能と秦氏との間に、浅からぬ縁があると考えられていたといつてよいだろう。

五 「池神の力士舞」

では、「池坐朝霧黄幡比売神社」の場合はどうであったか。すでに記したとおり、秦河勝の創建とされる法貴寺と当社はゆかりが深く、神社名もそれを裏付けている。なお、祭神は「天萬栲幡千千比売命」（あめのよろずたくはたちちひめのみこと）であり、これも

機織りに由来する女神と考えられている²⁰。秦氏との関連はいうまでもない。

また、至徳元年（一三三四）の「春日若宮会目録」に、「法貴寺天満宮」がみえ、『多門院日記』には、永正二年（一五〇五）九月一九日に、「法貴寺神事」を見物するために下向したことが記されている。旧暦九月一九日は当社の例祭日であり、これをわざわざ興福寺の多門院が見物に訪れたというのであるから、相応の盛大な祭りであったことと思われる。

『式内社調査報告』によると、昭和五七年当時、年中恒例祭は二五回を数えている。現在は途絶した祭事もあるようで、境内に建てられた当社の年中行事を記した石碑には、一九の行事が刻まれている。それによると、新暦一〇月一九日に行われる御例祭は、平成八年以降は最寄りの土日に変更しながらも続けられているようである。この御例祭が旧暦九月一九日の祭事とみられ、多門院が見物に訪れたものである可能性が高い。各垣内から山車が出され、かつては引き回されていたが、現在は飾り立てて境内に展示するだけとなっているそうである。当祭礼において、かつて「伎楽」が奉納されたかどうかは不明であるが、前出の法貴寺縁起には、九月の祭礼時に「流鏝馬」と「神能」が奉納されたことが記されている。

現在の境内地の南に位置する舞ノ庄遺跡からは、室町期の面の一部も発掘された²¹。周辺地には芸能にゆかり深い地名が散見される

ことから、少なくとも中世において、芸能が盛んな地であったことは間違いない。

それを古代にまで敷衍させることは危険であるが、一つの仮説として、「池神の力士舞」が「池坐朝霧黄幡比売神社」において行われていた「伎楽」を指していた可能性を考えておきたい。

「力士舞」については、早くから「力士舞ハ、昔サ云舞アリテ銚ヲ横タヘテ舞ケルニヤ」（『万葉代匠記』精選本）と指摘されていたが、「伎楽」と結びつけられるようになったのは、先述のとおり近代になってからである。

しかし、『万葉集』巻一六・三八三二番歌において、「白鷺」が「杵」をくわえて飛ぶさまを「池神の力士舞かも」と詠んでいることからみて、当該歌が詠まれた時点では、伎楽の「力士」は、「杵」を連想する棒状の道具を用いた所作を伴う曲として認識されていたと推定することができる。当該歌の題である「詠白鷺啄木飛歌（白鷺の木を啄ひて飛ぶを詠める歌）」にも目を向けるならば、それが実景か絵画などであったかは不明としても、眼前にあったのは白鷺が木をくわえて飛ぶ様子であったと思われる。

当該歌が詠まれた古代には、まだ各地で伎楽が演じられていたであろう中で、「池神」と「力士」だけが結びつけられたのは、それほど人々の記憶に残る事柄があったからなのかもしれない。想像に想像を重ねるしかないが、とりわけ立派な「杵」が用いられていた、

とりわけ立派な「力士面」があった、などである。

そうした事柄ではなく表現上の問題として捉えるならば、そもそも出発点である「白鷺」を詠むというところから、縁語ともいえる「池」が導かれ、ことさらに「池神」の地での「伎楽」を想起した可能性もあるのではないだろうか。そうであれば、伎楽が各地で演じられていたとしても、「白鷺」が「木を啄ひて飛ぶ」様子を詠むには、「池神の力士舞」が最もふさわしい。そのような見立て方を発見した時点で、当該歌が成立し得たとも考えられる。

六 おわりに

以上、「池神」が奈良県磯城郡田原本町法貴寺の「池坐朝霧黄幡比売神社」である蓋然性が高いことについて述べた。そこが大和申楽ゆかりの地であること、申楽が伎楽とも結びつき得ること、などについて触れた上で、『万葉集』巻一六・三八三一番歌の「池神の力士舞」について再考した。

その際、『教訓抄』や『風姿花伝』などの中世の芸能書や寺社縁起にも触れることとなり、神話にせよ歴史にせよ、注釈を施しあるいは持論を書き残すことで、新たな「神話」や「歴史」を創り得ることをあらためて考えさせられた。それを誤謬や牽強附会と切り捨てるのではなく、その時代毎の営為として受け止めてみると、人間

の想像力と創造力を垣間見ることができ、興味は尽きない。

なお、芸能に関する事柄については、面打師の見市泰男氏のご教示により知り得たことが多い。とくに記して感謝申し上げる。

〔注〕

- 1 拙稿「『万葉集』と「伎楽」―奈良の文化資源を掘り起こす―」『万葉古代学研究年報』（第一一〇号）奈良県立万葉文化館、二〇一三年三月
- 2 本文は、佐佐木信綱編『萬葉集叢書第十輯 萬葉学叢刊中世編』（古今書院、一九二八年）に拠る。
- 3 『式内社調査報告（第三卷 京・畿内3）』皇學館大学出版部、一九八二年。磯城郡三宅町石見の鏡作神社を当てる説もあるが、少なくとも『和名抄』の時点では「鏡作郷」に存在した当社を指した。
- 4 「飛鳥坐神社」（奈良県高市郡明日香村飛鳥）など
- 5 実相院の縁起文（『大和志料（下巻）』奈良県教育会、一九一五年刊所収）に拠る
- 6 野村伝四「美しき神名」『磯城』二卷五号、一九三九年一〇月
- 7 新編日本古典文学全集『日本書紀 2』（小学館、一九九六年）、ほか多数。
- 8 『新撰姓氏録』の本文および注釈は、佐伯有清『新撰姓氏録の研究 本文編』（一九六二年）、『新撰姓氏録の研究 考証編 第五』（一九八三年）ともに吉川弘文館）に拠る。
- 9 天理大学雅楽部による雅楽公演において、一部に「伎楽」が披露されることもある。二〇一四年一月二三日には、同部に伎楽公演を依頼

し、万葉文化館庭園にて実施した。なお、野村万之丞『マスクロード―幻の伎楽再現の旅』（日本放送出版協会、二〇〇二年）もある。

10 『教訓抄』本文は原則として、林屋辰三郎校注（当該部分は植木行宣校注）『日本思想大系23 古代中世芸能論』（岩波書店、一九七三年）に拠る。

11 山田孝雄『萬葉集考叢』寶文館、一九五五年（初出：「アララギ」第十三卷十一号（一九二〇年一月））

12 阿部泰郎「中世太子伝の伎楽伝説話―中世芸能の縁起叙述をめぐりて―」『芸能史研究』七八号、一九八二年七月

13 『風姿花伝』本文は原則として、奥田勲・表章・堀切実・復本一郎校注『新編日本古典文学全集88 連歌論集 能楽論集 俳論集』（小学館、二〇〇一年）に拠る。

14 大曾根章介・金原理・後藤昭雄校注『新日本古典文学大系27 本朝文粹』岩波書店、一九九二年

15 注13に同じ

16 小山弘志・佐藤喜久雄・佐藤健一郎・表章校注『完訳 日本の古典 第四十七卷 謡曲集（二）風姿花伝』（小学館、一九八八年）脚注

17 山本ひろ子『中世神話』（岩波新書、一九九八年）、小川豊生『中世神学のメチエ』『偽書』の生成』（森話社、二〇〇三年）、斎藤英喜『読み替えられた日本神話』（講談社現代新書、二〇〇七年）、伊藤聡『中世天照大神信仰の研究』（法蔵館、二〇一二年）など

18 斎藤英喜『異貌の古事記―近世神話としての『古事記伝』『現代思想』五月臨時増刊号（三九―六号）』青土社、二〇一二年二月

19 渡辺国雄解説（複製本）『古事記聞書』古事記学会、一九六三年

20 乾健治山邊御縣神社宮司担当「池坐朝霧黄幡比売神社」の項『式内社調査報告（第三卷 京・機内3）』皇學館大学出版部、一九八二年

21 「舞庄遺跡」「大和を掘る―一九八三年度発掘調査速報展―」奈良県

立櫃原考古学研究所附属博物館、一九八四年七月／「第四節 五穀豊穡を祈る―遺跡出土の面と能―」『中世びとのくらしと喜怒哀楽』（特別展 図録第四四冊）奈良県立櫃原考古学研究所附属博物館、一九九四年一月